

平成25年

告示第70号

北秋田市立保育所民営化移管法人選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北秋田市立保育所民営化基本方針に基づき、北秋田市立保育所（以下、「市立保育所」という。）を社会福祉法人等に移管するに当たり移管先を公平かつ適正に選定するため、北秋田市立保育所民営化移管法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 移管条件に関すること。
- (2) 移管先の選定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市立保育所の社会福祉法人等への移管に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保育に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉法人の財務及び法務に関して識見を有する者
- (3) 民営化に係る市立保育所の保護者を代表する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から移管先法人の決定の日までとする。

2 委員に欠員を生じたときは、直ちに補欠委員を選任するものとする。この場合において、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、北秋田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年北秋田市条例第33号）の例による。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。